

## 高知県・大学等連携協議会会則

### (名称)

第1条 この会は、高知県・大学等連携協議会(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、高知県と高知県立大学、高知工科大学、高知大学、高知リハビリテーション専門職大学、高知学園短期大学、高知工業高等専門学校が連携して産業振興や地域の課題解決等に向けた取組を推進し、産学官民がつながり、コミュニケーションを深め、知の創造を行い、産業や地域のイノベーションにつなげていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため高知県産学官民連携センター(以下、「センター」という。)において、次の項目に関する事業を行う。

- (1) 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関する事業
- (2) 産学官民の交流機会の創出に関する事業
- (3) 産業振興等に資する人材育成に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本会の設置の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第4条 本会は、次の機関により構成する。

高知県  
高知県立大学  
高知工科大学  
高知大学  
高知リハビリテーション専門職大学  
高知学園短期大学  
高知工業高等専門学校

### (委員)

第5条 委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員は、総会における議決権を有する。

### (役員)

第6条 本会に会長を1名及び副会長を1名、並びに監事を2名置く。

- 2 会長は、高知県産学官民連携センター長をもってあてる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、必要があるときは、本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が委嘱する。

3 オブザーバーは、必要に応じて総会に出席して意見を述べるることができる。

(任期)

第8条 委員及び役員並びにオブザーバーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 本会の総会は、会長が必要に応じ招集し会長が議長を務める。

2 会長を除く委員は、会議に出席出来ない場合、その者が指名した者を代理出席させることができる。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1)本会会則の制定及び改廃

(2)事業計画及び収支予算

(3)事業報告及び収支決算

(4)その他会長が必要と認めた事項

4 総会は、緊急に決定する必要がある事項については、書面あるいは電子メールをもって代えることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、第9条に基づく会議を招集するいとまのない場合、又は軽微な議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会で報告し、その承認を求めなければならない。

(謝金及び旅費)

第11条 委員及び役員の謝金は、これを支給しない。

2 役員及び委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときの旅費は、これを支給しない。

(情報共有等)

第12条 高知県における産学官民連携に携わる機関又は関係する機関から、第3条に基づく本会の事業についてアドバイス等をいただくとともに、互いの産学官民連携の活動等を情報共有するため、高知県産学官民情報共有ネットワーク会議(以下、「ネットワーク会議」という。)を設置する。

2 ネットワーク会議の内容については、別に定める。

(ワーキンググループ)

第13条 本会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、特定の事業を推進するため設置する。

3 ワーキンググループの設置は、会長の専決事項とする。

4 ワーキンググループのメンバーは会長が指名する。

(事務局)

第14条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、センター内に置く。

3 事務局長は会長が指名したセンターの職員をもってあてる。

4 事務局の事務処理(会計含む)等に関しては、別に定める。

(雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成27年3月25日から施行する。

2 本会の事業は、平成27年4月1日から開始する。

3 本会の設立の日から平成27年3月31日までの会長は、高知県文化生活部長をもってあてる。

4 本会の設立の日から平成27年3月31日までの事務局長は、高知県文化生活部文化推進課長をもってあてる。

附 則(平成29年8月31日)

この附則は、平成29年8月31日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この附則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月8日)

この附則は、平成30年11月8日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この附則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月10日)

この附則は、令和元年6月10日から施行する。

## 高知県・大学等連携協議会委員

	所属	役職	氏名
委員	高知県	産学官民連携センター長	澤田 博睦
〃	高知県立大学	地域教育研究センター長・ 学長特別補佐(地域連携担当)	清原 泰治
〃	高知工科大学	研究本部長・地域連携機構長	岩田 誠
〃	高知大学	次世代地域創造センター長	石塚 悟史
〃	高知リハビリテーション 専門職大学	事務局長	岡崎 康明
〃	高知学園短期大学	参事	二宮 久美
〃	高知工業高等専門学校	副校長(研究担当)	岸本 誠一